

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 9 日現在

機関番号：32665

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2016

課題番号：25780032

研究課題名(和文)テロ資金供与防止条約による国際取引への影響 - 日韓米三国間の金融手続を事例に

研究課題名(英文) International Transactions Affected by the Terrorist Financing Convention - Using Trilateral Financial Procedures among Japan, South Korea, and the USA as an example

研究代表者

金 恵京 (KIM, Haekyung)

日本大学・危機管理学部・准教授

研究者番号：30638169

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は当初、国際私法上のプライバシー侵害を重視していた。しかし、研究を進めるにつれ日韓米三国がマネーロンダリングに関わる法制度を整備する際に、当該社会における課題が有効な対策を妨げている点が明らかとなった。具体的には、日本では暴力団対策の不備、およびマネーロンダリングとテロとの連関についての意識の低さ、韓国では政治家等の汚職に関わる金銭の不透明さ、アメリカでは違法薬物による数兆円規模の現金市場の存在である。本研究を通じて、テロ資金や金融の問題は実生活との関連が深く、社会の実像が反映され易い側面を明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文)：Originally, this research focused on privacy violations under international law. However, as the research progressed, Japan, South Korea, and the USA were on the verge of establishing a legal system related to international money laundering, and it became clear that certain elements would hinder an effective strategy for dealing with an issue facing society. Practically speaking, Japan had no system to control organized crime, and little understanding of the relationship between money laundering and terrorism, while South Korea faced opaque finances related to corrupt politicians, and the United States faced a multi-billion-dollar cash market for illegal drugs. This research serves to clarify the facets of real-world society which bear a deep relationship to and are easily influenced by capital and financing for terrorism.

研究分野：国際法

キーワード：テロリズム マネー・ロンダリング 法実現

## 1. 研究開始当初の背景

研究開始当初、テロおよびマネー・ロンダリングに関わる金融取引についての先行研究は、実務家による手続きに注目するものが大半を占め、国際的な比較の概念、及び国際法との連関を念頭に置くものは極めて限られていた。そのため、「なぜ、金融機関が厳しい規制を設けなければならないのか」という問題に対して、日本では海外からの余計な圧力との見方すらあり、事態を国際的な枠組みで捉える視点が欠けていた。そうした姿勢は本研究助成が開始された2013年秋に、みずほ銀行の関連会社が暴力団に対する融資を行っていたことを黙認していた事例に代表される。当時の日本での報道では、金融機関と暴力団の旧来からの関係などを指摘するものはあったが、「暴力団とテロリストとの連携」「利用されたマネー・ロンダリングの手法がテロ資金に活用される危険性」といった国際社会の懸念が日本国内で指摘されることは殆どなかった。つまり、そうした国際的な視点が無いままに制度を整備したとしても、その意図が共有されていないため、取引の現場で個々の金融取引がテロ資金に悪用される危険を金融関係者も一般の顧客も認知できない状況があったのである。

また、国際的なテロに関係する規制強化に伴い、個人の金融取引についても監視が強まり、一般家庭の家族間の送金等についてもプライバシーに関わる情報を提示せざるを得ない場合も多く発生した。そして、それは社会がグローバル化し、一つの家庭の中で複数の国籍者が居ることが珍しくない状況では個人の負担が大きくなることを意味していた。そのため、本研究の開始当初、その点についても検証を深めることを考えていた。しかし、国際的なテロ資金対策、及びマネー・ロンダリング対策の策定を主導する政府間組織であるFATF(マネー・ロンダリングに関する金融活動作業部会)が本研究申請年に低リスク分野では簡便な措置の採用を認める「リスク・ベース・アプローチ」を強化し、同部会が国際的に提示している勧告でもそれが冒頭に記載されたことで、厳格な措置は高リスク分野に振り分けられる傾向が生まれた。

## 2. 研究の目的

近年、テロについての議論が高まる中で、テロの資金自体を絶つ対策が求められ、その中でマネー・ロンダリング防止のために国際法ならびに国内法上の法整備が行われてきた。また、国際送金時における顧客側の負担の高まりも指摘されていた。しかし、テロ資金供与防止体制とマネー・ロンダリング対策の連携が本格化して10年以上が経過した現在、そうした状況への法学上の分析や国際比較に関しては、911同時多発テロ直後の様な十分な検証が行われることが少なくなってきた。そこで、本研究では、FATFの活動、

および国際テロ資金供与防止体制がもたらした成果と国際取引上の課題と限界を明らかにすることを旨とした。

## 3. 研究の方法

本研究は、研究対象として日本、韓国、アメリカを選択し、各国のテロ資金供与防止に関わる国内法の整備過程を検証した。まず、日本においては各種の文献調査を行い、その上で、関係省庁(法務省、外務省、金融庁、警察庁など)及び大手銀行等における資料分析ならびに聞き取り調査を行ない、論考を整理した。

その後、日本において確立した手法を軸に韓国ならびにアメリカにおいて調査を行った。両国を選択した理由として、韓国に関しては日本と経済状況や法体系が極めて類似しており、日本の対応の特性を比較する上で有用と考えたためである。次に、アメリカを選択した理由としては、同国のテロ対策は911同時多発テロ以後、注目を集め続けているものの、近年は「愛国者法」の影響等を検証する論考が徐々に減少し、同国におけるテロとマネー・ロンダリング対策の実態を改めて捉え直す必要があると考えたためである。

## 4. 研究成果

本研究は当初、国際送金や不動産取引といった具体的な金融取引を検証し、顧客の負担増あるいはプライバシーの侵害といったテロ対策の持つ課題を明らかにすること目的に出発した。しかしながら、事態が現在進行形で推移し、法令や対策が変化する特性、および研究上の発見により、「テロ資金供与防止条約」およびマネー・ロンダリング関連の国際的規定が各国において国内法として整備される際に、それぞれの国が抱える問題が明らかになる構造が見えて来た。そこで、そうした課題とテロリストの関心が結びついたならば、一層無差別テロが横行し、それを抑えるためのテロ対策も人権等を無視する方向に暴走しがちとなる懸念を考慮して、研究上の視角を個別の事例ではなく社会全体に調整した上で検証を行うこととした。

金(2014)では、国際的なマネー・ロンダリング対策が本格的に開始された1990年代以降の日本のテロ資金やマネー・ロンダリングに関わる法制度、特に本人確認などの顧客管理の面に注目した。確かに、日本において顧客は金融機関の指示に従い、送金時の負担を受け止めていたものの、金融機関自体は従来からの反社会的組織との関係を断ち切れない事例がしばしば発生していた。そのために、国が法令を整備し、関連情報の一元化を図ったとしても、適正な情報が監督機関に集まらず、国際的な評価を下げていたのである。また、日本において銀行と暴力団の関係については注目されるものの、国際的に認識されている「反社会的組織がマネー・ロンダリングを行い、その不正な資金とテロが結びつき

易い」という構図が理解されていない問題がある。確かに、テロという文言は日本で定着しているものの、それが反社会的組織と関係し易いという認識が希薄であることも、金融機関を含めた日本社会の課題である。

金(2015)では、韓国における事例を検証した。多くの関係者が指摘しているように、韓国の法制度はかつての植民地支配ならびに文法上の類似性もあって、日本の法制度からの影響が強い。また、日本は国際的にマネー・ロンダリング対策が取り扱われるようになった1990年代以前の準備段階から各国間の協議に参画していたことから、当初は韓国も日本の関連法制を参考にしていた。しかし、国際社会におけるテロ対策が一層充実する中で、21世紀初頭にFATFから法制上の不備があると指摘された韓国は、自国の国際的な信用が低下することに強い懸念を持った。そこで当時の韓国は、国際的な枠組みに参入することを第一義と捉え、マネー・ロンダリングの関連法制を日本を参考にするものから、国際的な基準を参考にしたものに変化させた。それにより、2014年に日本がFATFから迅速な法整備を求められた際、韓国は同様の指摘を受けることはなかったのである。一方、韓国のマネー・ロンダリング法制の特徴の一つとして、1995年に制定した「公務員犯罪に関する没収特例法」をはじめとして、政治家や官僚の汚職の問題が当初より注目されてきたことが挙げられる。これは、論考発表後の事態であるが、2017年3月に韓国において大統領が政財官の汚職の構造の中で罷免されたことは、事態の深刻さを表している。しかしながら、そこで示された多方面にわたるマネー・ロンダリングの構造に、テロ資金が関わってしまうことへの危機感は、韓国において殆ど見ることはできない。

金(2017)では、約半世紀にわたるアメリカのマネー・ロンダリングおよびテロ対策の状況の全体像を捉え直し、分析を行った。長年、世界の金融の中心であり続けた同国は、国際的な枠組みが1990年代に本格的に動き出したのに対して、1970年には既に「銀行秘密法」を制定し、関連法制の整備を開始していた。特に、現金取引の報告制度、特定機関に情報を一元化する体制については、10年から20年といった単位で世界に先駆けて法整備を行っていた。また、アメリカは911同時多発テロを経験したことで、テロとマネー・ロンダリングの関連に一層注視するようになり、事後処理や金融対策、情報対策等を幅広く規定した、いわゆる「愛国者法」をテロ後わずか45日で制定した。同法の金融対策の面で特に注目すべきは、アメリカを経由する各国の取引における顧客管理に対して厳格さを求めたことであった。その厳しさは、不備を有した金融機関に対して、アメリカ政府が数百億円規模の罰金を課したことからも分かる。日本でも金融機関が不正な融資をした(黙認した)事例もあったが、その際には

刑事罰は課されていなかったことから、日米の差が見て取れる。そうした長年にわたるアメリカのマネー・ロンダリング対策は、FATFの国際的な相互審査において最も高い評価を得ている。しかし、アメリカの対策は世界を先導してきたものの、国内に年間約10兆円が動くと言われる違法薬物の現金市場が存在していることへの再検討は必要とされよう。近年のテロは数百万円の資金で多大な“成果”を挙げていることを考えれば、違法薬物の市場の一部にテロリストの参入があった場合、その被害は甚大なものとなり得るのである。

上記3ヶ国の事例を見ると、日本は反社会勢力との関係、及びテロへの危機意識の低さ、韓国では政財官の汚職、アメリカでは違法薬物とそれぞれにテロ対策に直結する課題を有している。テロの資金は包括的に事態を捉えるだけに、そこには社会が抱える課題が投影されやすい。

そうした視点は他の研究成果にも、共通した認識となっている。Kim(2015)においては、「国際組織犯罪防止条約」の締結の条件である共謀罪の法制化に対して、日本と韓国の姿勢の違いを検証した。確かに、共謀罪はテロ対策という側面があるが、日本社会や法制度の底流にある「戦前の体制への反省」という認識との間に齟齬を生じさせる。また、韓国においては北朝鮮によるテロの脅威と長年対峙し、人権侵害や政党への過度ともいえる規制も存在しながら、国際的なテロ規制との調整を十分に行って来なかった問題があった。テロ対策として法令の扱う範囲が広くなるに従い、社会全体の問題と関わることが共謀罪の導入に伴う審議過程からも見えて来る。また、本研究の金融取引の分野では、プライバシーの侵害という問題は十分に検討できなかったものの、当初の問題意識はKim(2015)に引き継がれた。

また、テロを社会全体の課題と捉え、テロ対策の課題を指摘するという点では、単著である金(2016)も同様の姿勢をもって作成したものである。21世紀に入ってから、テロは一層の無差別性を見せ、市民の脅威となり、様々な活動を委縮させている。一方で、テロ対策を行う国は情報機関あるいはIT企業・通信業者等からの協力を得て、過剰ともいえる情報収集を行い、アメリカに至っては同盟国であるドイツの首相の携帯電話さえ盗聴したとされている。同書では、テロによって社会が壊され、そのテロを防ぐ対策によって人権やプライバシーといった社会の根幹が壊されてしまう構造を明らかにし、双方の危険性を指摘した。その上で、テロによる恐怖が高まっていない平時に、冷静な議論を経て国際法に基づいた国内法の整備を行うことが重要であると提起した。

上記のような成果を得た本研究であったが、現在、当初の研究計画に記載した通り、上記の4本の論考を全て収録し、刊行以後の

変化を加筆修正した書籍の刊行を出版社と合意し、原稿を作成中であることを追記しておく。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

金惠京「アメリカにおけるマネー・ロンダリング対策の評価と課題 - テロ防止の視点から」『危機管理学研究』、査読有、創刊号、60-77 頁、2017。

Hae Kyung Kim, “International Criminal Law Issues in the Fight against Terrorism: The Criminalisation of Conspiracy in Japan and South Korea”, *Historical Origins of International Criminal Law*, (Refereed Paper), Volume 3, pp 739-770, 2015.

金惠京「韓国におけるマネーロンダリング関連法の特性 - 国際的要請への転換がもたらした効果」『法律論叢』、査読無、87 巻 4・5 号、1-22 頁、2015。

[https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/17262/1/horitsuronso\\_87\\_4-5\\_1.pdf](https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/17262/1/horitsuronso_87_4-5_1.pdf)

金惠京「国際取引における不正な資金移動規制に関する一考察 - テロ対策受容における日本の課題」『法律論叢』、査読無、86 巻 4・5 号、35-64 頁、2014。

[https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/16638/1/horitsuronso\\_86\\_4-5\\_35.pdf](https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/dspace/bitstream/10291/16638/1/horitsuronso_86_4-5_35.pdf)

〔学会発表〕(計 1 件)

金惠京「テロ対策における国際刑事法上の課題 - 日本と韓国の共謀罪受容を事例に」大韓国際法学会、於：韓国・テアン市、2015 年 10 月 24 日。【韓国語にて発表】

〔図書〕(計 1 件)

金惠京『無差別テロ - 国際社会はどう対処すればよいか』、岩波書店、全 224 頁、2016。

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

金 惠京 (KIM, Haekyung)

日本大学・危機管理学部・准教授

研究者番号：30638169